



公益社団法人 鹿沼日光法人会

かぬまにこう

vol
33
通巻78号

2021 秋号【令和3年11月1日発行】



CONTENTS

講演会・セミナーのご案内	1
誌上講演会	2
鹿沼税務署長着任あいさつ	3
税金問答	4
税務署だより	5、6
第37回法人会全国大会・大会宣言・スローガン	7
令和4年度税制改正に関する提言（概要）	8
支部・ブロックだより	9
会員紹介 7つの間違い探し	10

半月山駐車場からの風景（日光市）

講演会・セミナーのご案内

鹿沼日光法人会では、年度後半に向けて、講演会やセミナーを開催してまいります。今月から来月にかけて、3つのテーマで実施してまいりますので、ぜひ、ご参加ください。

公開講演会

著名人の講演会として、テレビ等でご活躍の、フリークリエイター伊藤聰子氏をお招きして、これから経済再生やまちづくりについての講演をお聴きします。

【令和3年度 公開講演会】

日 時 11月27日（土）午後2時～3時30分

場 所 鹿沼市民文化センター 小ホール

講 師 フリークリエイター 事業創造大学院大学客員教授
いとう さとこ

伊 藤 聰 子 氏



講演テーマ コロナをチャンスに！地域から輝く日本へ

入 場 無 料

定 員 300名 ※入場には、入場整理券が必要です。

オンラインセミナー

令和5年10月から導入される適格請求書保存方式（インボイス制度）。

今年10月1日から、登録申請受付が開始されました。しくみを理解して、どのような準備が必要なのか？オンラインによるセミナーを開催します。

【インボイス制度対応セミナー】

日 時 11月25日（木）午後2時～3時30分

講 師 税理士

うば としこ
伯母 敏子 氏



内 容 インボイスへの準備の3つのポイント、開始までのスケジュール等

受講料 無 料

定 員 50名 ※オンラインによるセミナーとなります。

●上記の講演会、セミナーについて、詳しくは、本広報誌に同封いたしましたチラシをご覧ください。

年末調整説明会

令和3年分の年末調整のしかたや関連業務について説明会を行います。年末調整の担当者向けの説明会となります。

【令和3年分 年末調整説明会】

日時・場所：①12月2日（木）午後2時～4時（於）日光商工会議所今市事務所

②12月3日（金）午後2時～4時（於）鹿沼商工会議所大会議室

内 容：年末調整のしかた、法定調書の作成と提出について

講 師：鹿沼税務署 法人課税第一部 総括上席国税調査官 床井 靖英 氏

会員をご紹介ください

会員増強運動を展開中！～令和4年3月31日まで、目標100社～

お近くの企業や同業者で、まだ会員になっておられない会社をご紹介ください。ご紹介は、本誌折込みの“会員増強運動ご協力のお願い”（チラシ）をご利用ください。ご紹介いただき、ご加入いただいた際には、オリジナルクオカードを進呈いたします。

誌上講演会

自分への思いやりから始まる対人関係

産業カウンセラー 柏木勇一

◆「どうして私だけ出社するの？」と訴えた派遣社員

Aさん

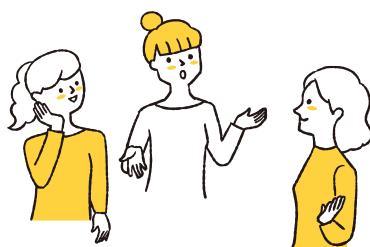
コロナ禍での働き方の変化は長期化しています。このまま元に戻ることはないかもしれない、という声もあります。変化のひとつがテレワークです。東京など人口が多い都市では、人の流れを減らすために、出勤しないで、自宅でオンラインで連携しながら仕事をするケースが広がりました。ところが、非正規の社員、例えば派遣社員はその対象から外されるケースも見られました。相談してきたのは20代の女性派遣社員Aさんです。営業事務職で顧客先との連絡だけではなく、自分の部署以外の業務も任せられたと語りました。

このようなテレワークの欠点を補う会社側の努力や工夫も見られたことは皆さんご承知の通りです。一方、不満を感じた社員が納得できる道はないのでしょうか。ここでは別の視点からAさんと話し合い、気持ちを切り替えてもらいました。それが、まず自分への思いやり、という姿勢です。

◆頑張っている自分に、自分からいたわりの言葉をかけましょう

これは、『セルフ・コンパッション』と呼ばれる、アメリカで生まれた新しいストレス対処法です。コンパッションは思いやり、慈悲の心と訳されます。従ってセルフ・コンパッションは「自己への思いやり」という意味です。自分自身に優しく語りかけてみてください。「頑張っているね」と。自分を責めるのではなく、自分をいたわる気持ちになるはずです。自分にとって都

合のいい感情に置き換えていることで、他人への嫌悪や距離を感じて苦しんでいるケースが多いのですが、自分をいたわることで、その偽りの感情は消えると説明されています。



Aさんにこの話をしました。最初は抵抗があったようですが、自分への思いやりという姿勢が自分の中に浸透していくにつれて、分かってもらいました。余計なことを考えないで仕事に集中できしたこと、ミスをしても回復が早くなったこと、なども語ってくれました。

◆相手からも思いやりが返り、職場に潤いが戻ります

セルフ・コンパッションには続きがあります。自分への思いやりを持つと、自然に他人への思いやりも発揮するようになります。周囲のモチベーションを高め、部署全体の業績向上にも良い影響を与える効果が期待されます。自分の本音に気づいて自分らしく生きる契機となり、職場でもコミュニケーションを円滑にし、共感のある温かい人間関係を築くことになる流れです。この流れのゴールは「他者からの思いやり」です。誰かに思いやりを向けることで、その見返りとして、相手からも思いやりが返ってくるという図式です。

Aさんも深くうなずいてくれました。コロナ禍で多くの働く人が悩み、苦しんでいます。今回紹介したセルフ・コンパッションを取り入れてみてはいかがでしょう。3つの流れを示しましたが、まずは自分への思いやり。小さなことでもできている自分を褒めることから始めてみてください。



【筆者紹介】

柏木 勇一

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

着任のあいさつ

この度の人事異動により、村上税務署長から鹿沼税務署長として着任いたしました鈴木でございます。

前任の鶴見同様、よろしくお願ひ申し上げます。

鹿沼税務署管内には、ユネスコの世界文化遺産に登録された「日光の社寺」、無形文化遺産に登録された「鹿沼今宮神社祭りの屋台行事」があるほか、ラムサール条約湿地に登録された奥日光の湿原や日本有数の温泉地を抱えており、歴史、自然を特色とするこの地域に勤務できることを大変光栄に思っております。

はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方々に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

このような中、公益社団法人鹿沼日光法人会の皆様におかれましては、片柳会長の強力なリーダーシップの下、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、各種説明会の開催やe-Taxの利用推進、自主点検チェックシートを活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組みなどを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献されています。

また、女性部会と青年部会を中心とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいているところであります。新型コロナウイルス感染拡大により制約を受ける中、感染拡大の対策を講

鹿沼税務署長 鈴木 昭弘

じながら様々な事業に取り組まれており、心から敬意を表する次第であります。

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指し、様々な取組みを進めております。

鹿沼税務署におきましては、納税者の利便性の向上の観点から、申告納税相談の事前予約制とe-Taxの普及拡大を推進しております。納税者の皆様の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための環境づくりにもなることから、普及拡大へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始し、令和5年10月から導入される消費税のインボイス制度につきましては、納税者の皆様に制度の理解を深めていただくよう今後も周知・広報等に取り組んで参ることとしておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

適正な申告納税制度の実現のため、今後とも法人会の皆様と連携・協調しながら、税に関するあらゆる情報を納税者に提供する取組みを進めて参る所存でございますので、更なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人鹿沼日光法人会及び会員企業の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

鹿沼税務署に着任いたしました。よろしくお願ひいたします。



職名 / 署長
氏名 / 鈴木 昭弘
前任地 / 村上税務署長
趣味 / 国内旅行、芸能鑑賞

●法人会に一言

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにありますが、これを実現するにはよき理解者であります法人会の皆様の温かいご支援が不可欠です。今後とも鹿沼税務署へのご協力を賜りますようお願いいたします。

●好きな言葉

一隅を照らす、これ則ち国宝なり



職名 / 法人課税第一部門 総括官
氏名 / 谷田部 雅弘
前任地 / 関東信越国税局 調査査察部
査察総括第二課
趣味 / ゴルフ、読書、散歩がてらの食べ歩き

●法人会に一言

コロナ禍の大変な時期ではありますが、法人会の皆様と協力し合いながら進んでいきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●好きな言葉

政府は法令を設けて悪人を取り締まり、善人を保護する。

しかし、これには多くの費用が必要になるが、政府自体にはお金がないので、税金としてみんなに負担してもらう。これは政府と国民双方が一致した約束である。

税金問答 Q&A 税金問答【消費税のインボイス制度について】

(適格請求書等保存方式の概要)

問1 令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。

答1 複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます(新消法30、57の2、57の4)。

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。

適格請求書を交付しようとする課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。税務署長は、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に登載し、登録を行います(新消法57の2①②④)。

登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください(個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。)。

なお、郵送等により提出する場合の送付先は、各税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)のインボイス登録センターとなります。

関東信越国税局 インボイス登録センター
〒344-8680 春日部市大沼2丁目12番地1

また、相手方から交付を受けた請求書等が適格請求書に該当することを客観的に確認できるよう、適格請求書発行事業者の情報については国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」(令和3年10月運用開始)において公表されます。

(注) 適格請求書とは、次の事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)をいいます(新消法57の4①)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(登録に係る経過措置)

問2 登録申請書の提出は、令和3年10月1日から行うことができるのですが、適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

答2 適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日まで(注)に納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります(28年改正法附則44①)。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書(以下「課税選択届出書」といいます。)を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

(注) 令和5年3月31日まで(※)に登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます(改正令附則15)。

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません(インボイス通達5-2)。

※ 特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合(消法9の2①)は令和5年6月30日まで

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(令和3年7月改訂)より抜粋

事業者の方へ



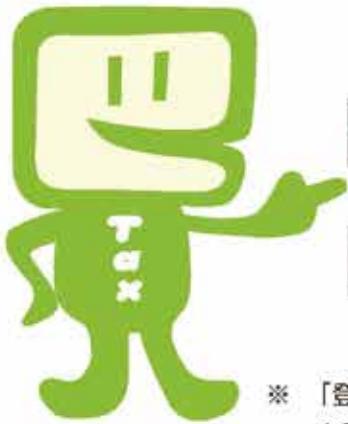
消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

**登録申請手続は、e-Tax
をご利用ください！！**



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Tax ソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」 ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
関東信越国税局 インボイス登録センター	〒344-8680 春日部市大沼2丁目12番地1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時

説明会サイトに掲載（随時掲載）

※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。
⇒ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

定員

各回 100 名
(先着順)

費用

無料
(通信費用は実費となります。)

説明会サイトへ



第37回法人会全国大会(岩手大会)

リモートでの開催となる

令和3年度の「第37回法人会全国大会(岩手大会)」は、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、オンラインでの開催となりました。

全国の法人会には、ネットでの配信となり、式典、税制改正提言等が放映されました。

特に、税制改正提言活動については、法人会が最も重要視して取り組んでいる事業となっておりますので、会員の皆様にも、詳細についてお知らせいたします。

また、今年4月に広報誌折込みにて実施いたしました、令和4年度税制改正に関するアンケートの内容も反映されておりますので、併せてご報告させていただきます。

【第37回法人会全国大会(岩手大会)概要】

1. 開催日時：令和3年10月7日(木)午後2時～同4時30分

2. 開催場所：岩手県盛岡市民文化ホール

3. 開催内容：【第1部】記念講演(午後2時～同3時)

[演題] ユーザーイン経営

[講師] アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長 大山健太郎氏

【第2部】式 典(午後3時20分～同4時30分)

なお、当日採択された「大会宣言」、「令和4年度税制改正に関する提言(概要)」、「令和4年度税制改正スローガン」を掲載し、ご報告とさせていただきます。

大會宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

わが国経済は新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機的事態に陥った。来年度には流行の収束も見込まれ、企業収益をはじめとして経済社会も回復傾向にあることから、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めている。わが国は先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急に策定することが重要である。

中小企業は、長期にわたるコロナ禍の影響を受け、限界に達している。実効性のある対策により、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。さらに、地域経済と雇用の担い手である中小企業が存在感を示すことのできるような税制の確立も不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和4年度税制改正スローガン

・ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！

・適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

・コロナの影響はまだ残る。

深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！

・中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和4年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけでなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例

15%の本則化、適用所得金額の引上げ。

(2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の

取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の負担が大きうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮をすること。

(2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存法式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※提言の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

支部・ブロックだより

コロナ禍ではありますが、当法人会では、女性部会が中心となって、環境美化活動や節電啓発事業等の社会貢献事業に取組みました。

【環境美化活動】



日光・足尾ブロック

7月7日（水）
ベニギリツツジ植樹・
除草作業
(於)いろは坂入口
手前休憩所付近



藤原栗山ブロック

7月15日（木）
花でおもてなし事業
(於)鬼怒川温泉駅
他8か所



今市ブロック

9月22日（水）
花でおもてなし事業
(於)道の駅日光 日光
街道ニコニコ本陣



今市ブロック

今市ブロック
9月22日（水）
クリーンキャンペーン
(於)今市大通り



鹿沼ブロック

9月22日（水）
花いっぱい運動
(於)JR鹿沼駅



管内全ブロック

7月～8月
管内各所に節電啓
発チラシ・団扇を
設置

管内イベント情報（令和3年11月～令和4年3月）

ゆず湯風呂キャンペーン 12月中旬 (於)鬼怒川川治旅館（協）加盟ホテル・旅館



「冬至（湯治）」に合わせ、皆様の無病息災を願い鬼怒川・川治温泉のお風呂が「ゆず湯風呂」になります。

きぬ姫まつり 2月1日（火）～3月31日（木） (於)鬼怒川温泉郷



ホテル・旅館に飾られたお雛様巡りや、つるし雛の展示を実施いたします。江戸時代などからの歴史あるお雛様もご覧いただけますので、是非ご自由にお巡りください。

藤原栗山ブロック（☎0288-70-1171）

有限会社花農場あわの

【所属ブロック】 栗野ブロック

代表者 若林 ふみ子

住 所 鹿沼市中粕尾423

T E L 0289-83-7787

F A X 0289-83-7788

U R L <http://www.hananoujou.com>

「この場所を笑顔の集う農園に」をコンセプトに、散策もできる自然豊かな農園で採れた新鮮なハーブや野菜などを使用した料理とともにスローライフを満喫できます。ぜひ、この癒しの空間にお越しください。



有限会社 皇海麺藤谷商店

【所属ブロック】 足尾ブロック

代表者 藤谷俊一

住 所 日光市足尾町中才2910-1

T E L 0288-93-2397

F A X 0288-93-3974

メール shuntenggu758@gmail.com

日本百名山のひとつ、皇海山の湧き水で打った「すかい麺」、日光名産の山椒・ゆばとコラボした「日光ゆばとさんしょのコラボ麺」



7つの間違い探し

右の絵と左の絵には、相違点が7か所あります。
見つかりますかな？

■作者紹介 神谷一郎（かみや いちろう）

専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。



*間違い個所がわかったら、ご応募ください。 全問正解者の中から抽選で3名様に「法人会オリジナルクオカード(1,000円分)を進呈いたします。当選者の発表は、クオカードの発送をもってかえさせていただきます。

*応募方法 ハガキに、「7つの間違い探しの答え」と記入し、ご応募いただく方の「郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号」と「答え（間違い個所をわかりやすく）」を記入して、下記まで、ご郵送ください。

【送付先】 〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2 （公社）鹿沼日光法人会 事務局 宛 応募締切：令和3年11月30日（火）

前回（第32号）間違い探し

『義経千本桜 すし屋』の答え

- ①「大福帳」「仕入帳」（左上） ②ホクロ（中上） ③男性のさかやき（左）
- ④桶のパッテン（左） ⑤女性のたぼ（右） ⑥着物の裾（中下）
- ⑦帯どめの結び（右下）

AIG



法人会のビジネスガード
BUSINESS Guard Series

AIG損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル



業務災害総合保険

疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

宇都宮支店

〒320-0807

栃木県宇都宮市松が峰1-3-15 2階

TEL 028-346-4100 FAX028-346-4127

(B-152291 2020-01)

・・・表紙の写真説明・・・

中禅寺湖スカイライン（日光市）の突き当たりにある「半月山駐車場」からの風景は、紅葉シーズンには、最高の眺めとなります。表紙の写真は、男体山側とは別方向になりますが、どこまでも続く山並みと色づいた山肌が、もう一つの、日光の紅葉風景を見せてくれます。

■発行所

公益社団法人 鹿沼日光法人会

〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2

TEL0289-65-1201 FAX0289-63-0977

■発行人

会長 / 片柳 伸一

編集人 / 広報委員会



鹿沼日光法人会

www.kamaho.org